

加算(介護保険)	1割負担	2割負担	3割負担	単位	その他
初期加算	¥30	¥60	¥90	/日	30日のみ
夜勤体制加算	¥24	¥48	¥72	/日	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	¥18	¥36	¥54	/日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	¥46	¥92	¥138	/日	
短期集中リハビリテーション実施加算	¥240	¥480	¥720	/日	入所後3月
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	¥240	¥480	¥720	/日	入所後3月
栄養マネジメント強化加算	¥11	¥22	¥33	/日	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	¥90	¥180	¥270	/月	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	¥110	¥220	¥330	/月	
経口移行加算	¥28	¥56	¥84	/日	
経口維持加算(Ⅰ)	¥400	¥800	¥1,200	/月	
経口維持加算(Ⅱ)	¥100	¥200	¥300	/月	
療養食加算	¥6	¥12	¥18	/食	
リハビリテーションマネジメント計画提出料加算	¥33	¥66	¥99	/月	
自立支援推進加算	¥300	¥600	¥900	/月	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	¥40	¥80	¥120	/月	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	¥60	¥120	¥180	/月	
安全対策体制加算	¥20	¥40	¥60	/回	
再入所時栄養連携加算	¥200	¥400	¥600	/回	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	¥480	¥960	¥1,440	/日	月10日まで
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	¥450	¥900	¥1,350	/回	
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	¥480	¥960	¥1,440	/回	
緊急時治療管理	¥518	¥1,036	¥1,554	/日	月3日まで
試行的退所時指導加算	¥400	¥800	¥1,200	/回	
退所時情報提供加算	¥500	¥1,000	¥1,500	/回	
入退所前連携加算(Ⅰ)	¥600	¥1,200	¥1,800	/回	
入退所前連携加算(Ⅱ)	¥400	¥800	¥1,200	/回	
訪問看護指示加算	¥300	¥600	¥900	/回	
外泊の場合	¥362	¥724	¥1,086	/日	月6日まで
外泊時費用	¥800	¥1,600	¥2,400	/日	月6日まで
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	¥3	¥6	¥9	/月	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	¥13	¥26	¥39	/月	
排せつ支援加算(Ⅰ)	¥10	¥20	¥30	/月	
排せつ支援加算(Ⅱ)	¥15	¥30	¥45	/月	
排せつ支援加算(Ⅲ)	¥20	¥40	¥60	/月	
認知症情報提供加算	¥350	¥700	¥1,050	/回	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	¥200	¥400	¥600	/日	入所後7日
地域連携診療計画情報加算	¥300	¥600	¥900	/回	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	¥3	¥6	¥9	/日	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	¥4	¥8	¥12	/日	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	¥100	¥200	¥300	/回	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	¥240	¥480	¥720	/回	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	¥100	¥200	¥300	/回	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	「基本料金」に各種加算減算した総単位数に3.9%を乗じた額/月				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	「基本料金」に各種加算減算した総単位数に2.1%を乗じた額/月				

加算(介護保険)	内容
初期加算	入所後30日間のみ加算
夜勤体制加算	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たした場合加算
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める基準を満たした場合加算
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める基準を満たした場合加算
短期集中リハビリテーション実施加算	医師・又は医師の指示を受けたPT・OT・STが、入所の日から3月以内の期間に集中的にリハビリを行った場合加算
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断し、医師・又は医師の指示を受けたPT・OT・STが短期集中的なリハビリを実施した場合加算(1週間に3回を限度)
栄養マネジメント強化加算	食事観察を週3回以上行い栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて栄養マネジメントが行われた場合加算
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	①歯科医師・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言指導に基づき、口腔ケアマネジメントに係る計画が作成②歯科衛生士が口腔衛生等の管理を月2回以上行われた場合加算。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	利用者ごとの口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出、当該情報等を口腔衛生の管理を有効に実施した場合加算。
経口移行加算	経管により食事を摂取する方について経口摂取を進めるために医師の指示に基づく栄養管理を行う場合加算
経口維持加算(Ⅰ)	摂食機能障害や誤嚥を有する方に医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種が協働して食事の観察及び会議を行い、経口維持計画を作成し、管理栄養士等が栄養管理を行った場合加算(Ⅰ)。協力歯科医療機関を定めて(Ⅰ)の会議に医師(人員基準に規定する医師を除く)・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、(Ⅰ)に加え(Ⅱ)を加算
経口維持加算(Ⅱ)	医師の指示等に基づく療養食を提供した場合加算
療養食加算	計画を利用者又は家族に説明・継続管理・活用・厚生労働省に情報提出した場合加算
リハビリテーションマネジメント計画提出料加算	医学的アセスメント実施、ケアプランの策定・ケア内容等の会議の実施、データ活用、厚生労働省へ提出・フィードバック活用した場合加算
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	入所者の心身の状況等基本情報を活用し厚生労働省に提出した場合加算
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	入所者の心身・疾病・服薬の状況等基本情報を活用し厚生労働省に提出した場合加算
安全対策体制加算	担当者・安全対策部門を設置、組織で安全対策対策を整備している場合加算
再入所時栄養連携加算	入所者が医療機関に入院し経管栄養又は嚥下調整食の新規導入等入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合加算
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎の診断及び診断に至った根拠、診断日、投薬、検査、注射、処置等の内容を診療録に記載した場合加算
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	入所期間が1月を超えると見込まれる方の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療の決定を行った場合(Ⅰ)を加算、決定にあたり生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合(Ⅱ)を加算
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	緊急的な治療管理としての投薬・検査・注射・処置等を行った場合1月1回連続する3日を限度として算定
緊急時治療管理	退所時に退所後の居宅における療養指導を行った場合加算
試行的退所時指導加算	退所後に主治医等へ情報提供を行った場合加算
退所時情報提供加算	居宅のケアマネと連携し、退所後の居宅サービスの利用方針を定めた場合加算。
入退所前連携加算(Ⅰ)	入所期間が1月を超えた退所に先立ち居宅ケアマネと退所後の居宅サービス調整した場合加算。
入退所前連携加算(Ⅱ)	訪問看護ステーション等に対し退所後の訪問看護指示を行った場合加算
訪問看護指示加算	外泊した場合、基本料金に代えて請求(月6日まで)。
外泊の場合	居宅への外泊中、在宅サービスを利用する場合。
外泊時費用	入所時に褥瘡発生予防の評価・3月に1回評価・厚生労働省に結果を提出・情報を活用・多職種で褥瘡ケア計画作成、定期的な見直しをした場合加算。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	上記に(Ⅰ)に加えて褥瘡リスクがあった利用者に褥瘡の発生がない場合加算。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	排泄に介護を要する入所者の要介護状態の軽減の見込を入所時に評価、6月に1回評価し結果を厚生労働省に提出、情報を活用、排泄介護の要因を分析3月に1回見直しした場合加算。
排せつ支援加算(Ⅰ)	入所時等と比較して排尿・排泄の状態どちらか一方が改善・いずれも悪化が無し、又は、おむつ使用無しに改善した場合加算。
排せつ支援加算(Ⅱ)	入所時等と比較して排尿・排泄の状態どちらか一方が改善・いずれも悪化が無し、かつ、おむつ使用無しに改善した場合加算。
排せつ支援加算(Ⅲ)	過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断し、厚生労働大臣が定める医療機関を紹介した場合加算。
認知症情報提供加算	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難で緊急に入所することが適当であると判断した場合、入所日から7日を限度として加算。認知症疾患医療センター等へ紹介した場合加算。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	保険医療機関を退院した方に対し、その医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき治療を行い、退院した日の属する月の翌月までにその医療機関に対し診療情報を文書により提供した場合加算。
地域連携診療計画情報加算	厚生労働大臣が定める方に対し専門的な認知症ケアを行った場合、基準に掲げる区分により加算。
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症専門ケア加算(Ⅱ)
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	入所1月以内に状況に応じて入所者の処方内容を変更する可能性があることを主治の医師に説明し合意、退所後1月以内に主治の医師に処方の変更内容等を情報提供した場合加算。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)、入所期間が3月を見込まれる利用者の処方情報等を厚生労働省に提出した場合加算。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	上記(Ⅱ)、入所時に内服薬が6種類以上処方されていたものが、退所時に1種類以上減少した場合加算。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	「基本料金」に各種加算減算した総単位数に3.9%を乗じた額/月
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	「基本料金」に各種加算減算した総単位数に2.1%を乗じた額/月